

江田島市

概要版

高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

基本理念 /

一人ひとりが
自分らしく輝き
共に生きるまち・
えたじま



令和6(2024)年3月
広島県 江田島市

江田島市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画とは

- 「高齢者福祉計画」とは、65歳以上の全ての高齢者を対象とした、生きがいつくりや日常生活への支援など、保健、福祉事業全般を対象とする計画です。
- 「介護保険事業計画」とは、要介護等認定者が、可能な限り住み慣れた家庭や地域において、介護保険サービスを適切に選択し、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービスに関する今後3年間の整備目標等を取りまとめる計画です。
- 「江田島市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(本計画)」は「老人福祉法」の規定に基づく「老人福祉計画」(本市においては「高齢者福祉計画」と「介護保険法」の規定に基づく「介護保険事業計画」を根拠としており、相互が連携することにより、総合的な高齢者に対する保健、福祉事業の展開が期待されることから、一体的に策定するものです。

本市における計画の位置付け

- 本計画は、上位の行政計画である「第2次江田島市総合計画」及び「江田島市第2期人口ビジョン・総合戦略」の方針に沿って策定するとともに、福祉の総合計画である「地域福祉計画」、関連する他の分野別計画との整合にも配慮するものです。

【上位計画】

第2次江田島市総合計画 江田島市第2期人口ビジョン・総合戦略



整合



江田島市地域福祉計画(福祉の総合計画)

高齢者(本計画)

- ・高齢者福祉計画
- ・介護保険事業計画

障害者

- ・障害者計画
- ・障害福祉計画
- ・障害児福祉計画

子ども

- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・子ども計画^{注1}

全市民

- ・健康江田島21計画
- ・自殺対策計画^{注2}
- ・その他関連計画

注1:令和6(2024)年度に策定予定 注2:「江田島市地域福祉計画」に含む。

計画の期間

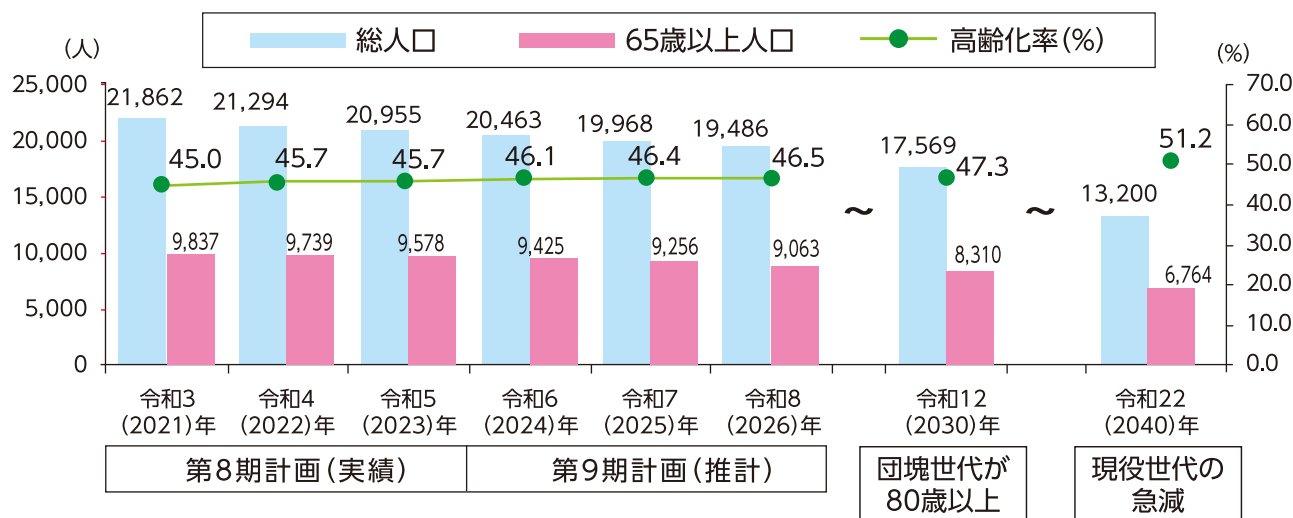
- 本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。

本市における現状と課題

① 高齢化の状況

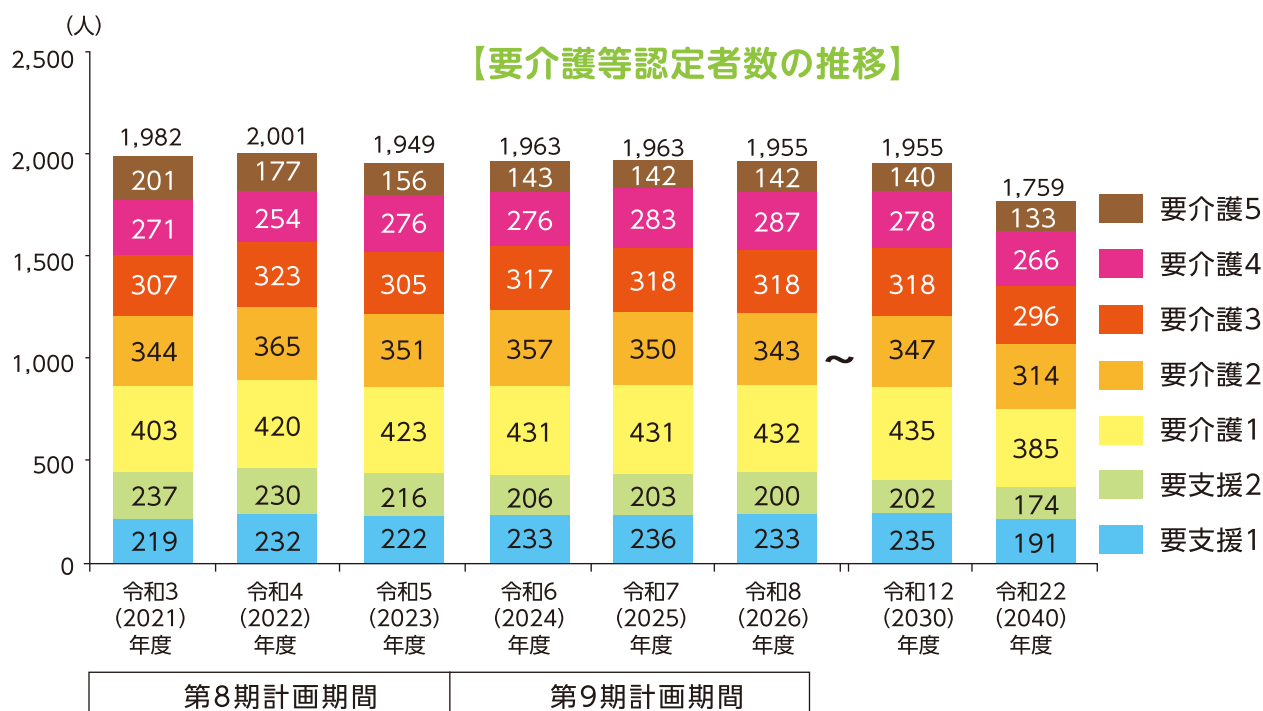
- 本市の高齢者人口(65歳以上)は緩やかな減少傾向にあり、令和5(2023)年では、高齢化率は45.7%となっています。将来的な人口減少に伴い、高齢化率は増加すると予測されています。

【人口の将来推計】



② 要介護等認定者数の推計結果

- 本計画(第9期計画)期間においては、要介護等認定者数は緩やかな減少で推移していくと見込まれ、その後、令和12(2030)年度までは、おおむね横ばいで推移すると予測されています。



現状からみた本市の主な課題

【地域包括ケアシステムの充実】

- 地域包括支援センターやランチ、関係部署が連携し、相談支援の充実を図るとともに、地域の社会資源との連携や協力体制の整備、包括的・継続的なケアマネジメント業務の推進が必要です。また、適正な介護サービスが提供できるよう、介護人材の確保と資質の向上に向けた取組が必要です。

【認知症対策の更なる推進】

- 今後も認知症のある人の増加が見込まれることから、相談窓口やサービスの周知、若年性認知症を含む認知症への理解を深めるための周知及び啓発活動、家族介護者への支援等の充実が必要です。

【介護予防と生きがいづくりの推進】

- 住民主体の通いの場への活動支援、活動内容の充実をはじめ、介護予防・生活支援サービス事業の充実、生きがいのある充実した生活を送るための健康づくり施策の推進が必要です。

【安心して住み続けられる環境づくり】

- 相談支援の充実をはじめ、地域で見守る体制づくり、生活支援サービスの充実、公共施設のバリアフリー化、防災や防犯体制の整備など、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりに向けた取組が必要です。

【権利擁護の推進】

- 虐待防止など人権に関する啓発や相談窓口を周知し、虐待の予防と早期発見、早期対応を図る体制の構築が必要です。また、成年後見制度の利用促進が必要です。

【介護保険事業の適正な運営】

- 自立した日常生活を送ることができるよう、自立支援を目指したケアマネジメント業務の推進をはじめ、要支援・要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を継続できるよう、介護保険サービスの充実を図るとともに、制度の適正かつ円滑な運営が必要です。

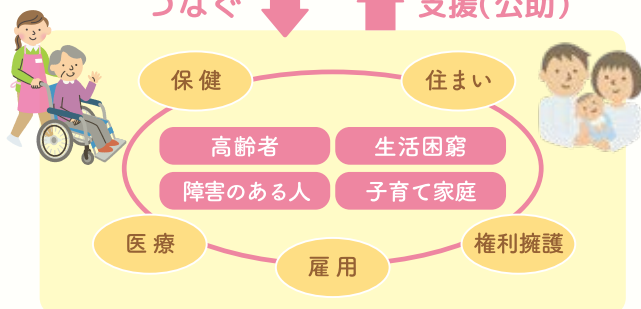
地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指しています。

地域

- 支え合い、助け合いの意識の醸成
- 住民の気付きによる早期発見
- 「我が事」意識による課題解決に向けた取組

つなぐ ↓ ↑ 支援(公助)



- 公的な福祉だけでなく、地域に暮らす人が共に支え合い、課題を解決する力を再構築しようという取組です。

- 困った人の問題を「我が事」として受け止める、見守りと気付きの体制をつくります。

- 地域だけで解決できない問題を行政(市)につなぎます。

- 個別の課題を包括的に受け止め、解決に向けた体制を整備します。

包括的支援体制の構築

※ 厚生労働省の資料に基づき作成

施策体系

基本理念

“お互いさま”でつながる新たなえたじまコミュニティ
一人ひとりが自分らしく輝き共に生きるまち・えたじま
【目指す姿】 住み慣れた地域で安心できる暮らしの実現

基本目標

基本施策

施策の展開

基本目標①

健康で
生きがいのある
暮らしの実現

① 地域包括ケアシステムの
充実

- ① 地域の実情に応じた支援体制づくり
- ② 在宅医療・介護連携の推進
- ③ 地域における見守りネットワーク活動の推進
- ④ 介護人材の確保・育成・定着の推進

② 認知症対策の推進

- ① 認知症に対する理解の促進
- ② 認知症の予防とケア対策の推進
- ③ 家族介護者への支援
- ④ 地域における見守り活動の推進

③ 介護予防と生きがいづくり
の推進

- ① 社会参加・生きがいづくりと交流の促進
- ② 元気を支える健康づくりの推進
- ③ 介護予防・フレイル予防の推進

④ 安心して住み続けられる
環境づくり

- ① 安心して暮らせる住まいの確保
- ② 支え合いの仕組みづくり
- ③ 誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり
- ④ 災害時の支援と新興感染症対策の推進

⑤ 権利擁護の推進

- ① 虐待の防止と早期発見
- ② 権利擁護の推進

基本目標②

適切に
介護サービスを利用できる
暮らしの実現

⑥ 介護保険事業の適正な
運営

- ① ケアマネジメントの質の向上
- ② 制度の適正・円滑な運営

⑦ 安定的な介護サービスの
提供
(第9期介護保険事業計画)

- ① 介護保険事業に係る給付見込み
- ② 介護保険事業に係る費用の見込み等

施策の展開

基本施策①

地域包括ケアシステムの充実

施策の展開	主な取組
① 地域の実情に応じた支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合相談支援の充実 ● 包括的・継続的ケアマネジメント業務の推進 ● 地域ケア推進会議の開催 など
② 在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の医療・介護の資源の把握 ● 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ● 在宅医療と在宅介護の提供体制の整備 など
③ 地域における見守りネットワーク活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の支援ネットワークづくり ● 生活支援コーディネーターと協議体による地域の資源づくり ● 包括的な相談支援体制づくり など
④ 介護人材の確保・育成・定着の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護人材の確保・定着への支援とスキルの向上 ● ボランティアの育成・活用・促進

基本施策②

認知症対策の推進

施策の展開	主な取組
① 認知症に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 正しい理解の普及・啓発 ● 認知症ケアパスによる周知
② 認知症の予防とケア対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 発症予防の推進 ● 認知症ケアパスを利用した連携 ● 認知症初期集中支援チームとの連携強化 など
③ 家族介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援体制の充実 ● 本人及び家族介護者に対する支援の充実
④ 地域における見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症サポーターの養成・活動支援 ● キャラバンメイトの確保 ● 認知症の人に対する見守り支援



基本施策③

介護予防と生きがいのづくりの推進

施策の展開	主な取組
① 社会参加・生きがいのづくりと交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民主体の通いの場の活動支援及び活動内容の充実 ● 老人クラブ活動への参加促進 ● シルバー人材センターへの支援 など
② 元気を支える健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健事業と介護予防の一体的な取組 ● 健康づくり施策との連携 ● 健康診査・保健指導
③ 介護予防・フレイル予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防・生活支援サービス事業 ● 生活支援サービスの提供 ● 介護予防普及・啓発事業 など



基本施策④

安心して住み続けられる環境づくり

施策の展開	主な取組
① 安心して暮らせる住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 住まいの確保への支援 ● 養護老人ホームへの措置
② 支え合いの仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人暮らし高齢者等への支援 ● 高齢者への多様な生活支援
③ 誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインのまちづくり ● 道路交通環境の整備 ● 公共交通機関のバリアフリー化の促進 など
④ 災害時の支援と新興感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難体制等の整備 ● 新興感染症を含む感染症の感染拡大防止

基本施策⑤

権利擁護の推進

施策の展開	主な取組
① 虐待の防止と早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待防止など人権に関する啓発 ● 早期発見・早期対応 ● 個別事例への対応 ● 高齢者虐待防止の強化
② 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護の推進 ● 成年後見制度の利用促進 ● 関係機関との連携の強化



基本施策⑥

介護保険事業の適正な運営

施策の展開	主な取組
① ケアマネジメントの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立支援に向けた適切なケアマネジメントの推進
② 制度の適正・円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護サービスの質の向上 ● 介護給付の適正化 ● 相談体制の充実 ● 適正な要支援・要介護認定



基本施策⑦

安定的な介護サービスの提供 (第9期介護保険事業計画)

施策の展開	主な取組
① 介護保険事業に係る給付見込み	<ul style="list-style-type: none"> ● 要介護等認定者数の推計 ● 各サービスの見込量 ● 居宅サービス別見込量 ● 地域密着型サービス別見込量 ● 施設サービス別見込量
② 介護保険事業に係る費用の見込み等	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険給付費の見込額 ● 第1号被保険者の介護保険料



- 本計画の期間である令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間で見込まれる介護保険事業に係る給付費等の見込み介護保険料は次のとおりです。

介護保険事業に係る給付費等の見込み

(単位:千円)

	第9期計画期間			参考	
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和12 (2030)年度	令和22 (2040)年度
総給付費	2,833,379	2,838,117	2,836,552	2,835,310	2,634,965
介護給付費	2,748,882	2,753,838	2,753,632	2,751,726	2,563,502
介護予防給付費	84,497	84,279	82,920	83,584	71,463
地域支援事業費	149,131	149,131	149,131	135,265	109,976

第1号被保険者(65歳以上)の所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	保険料調整率	保険料(円)	
			年額	月額
第1段階	生活保護を受給されている方 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方又は、 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額× 0.455 (×0.285)	30,500 (19,100)	2,542 (1,592)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額× 0.685 (×0.485)	46,000 (32,500)	3,833 (2,708)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額× 0.69 (×0.685)	46,300 (46,000)	3,858 (3,833)
第4段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額× 0.9	60,400	5,033
第5段階 (基準額)	市民税課税世帯で本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額× 1.0	67,200	5,600
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額× 1.2	80,600	6,717
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額× 1.3	87,300	7,275
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額× 1.5	100,800	8,400
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額× 1.7	114,200	9,517
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額× 1.9	127,600	10,633
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額× 2.1	141,100	11,758
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額× 2.3	154,500	12,875
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額× 2.4	161,200	13,433

注:第1段階から第3段階の()内は、公費による保険料軽減措置後の調整率及び保険料額

江田島市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(概要版)

発行月/令和6(2024)年3月

発行者/広島県江田島市福祉保健部高齢介護課

〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地 TEL 0823-43-1651 FAX 0823-57-4432